

荒川下流河川事務所 平成25年度 事業概要



| | |
|-------------------------------|----|
| ◇荒川と荒川流域の概要..... | 1 |
| ◇荒川下流の河川改修計画..... | 2 |
| ◇荒川放水路建設から100年..... | 3 |
| ◇平成25年度主要事業のポイント..... | 5 |
| ◇平成25年度の荒川下流河川事務所の主な取り組み..... | 7 |
| 1. 首都圏大規模水害から街を守る治水対策 | |
| 2. 首都直下型地震に備えた危機管理 | |
| 3. 安全を持続的に確保するための維持管理 | |
| 4. 良好な環境の保全と創出 | |
| 5. 地域や市民との連携の推進 | |
| ◇平成25年度プロジェクトマップ..... | 18 |
| ◇荒川下流河川事務所について..... | 19 |

荒川と荒川流域の概要

荒川の概要

荒川の下流部は、首都圏を貫流する典型的な都市河川です。このうち、岩淵水門から下流の 22km は、洪水から首都圏を守るため人工的に開削された放水路です。

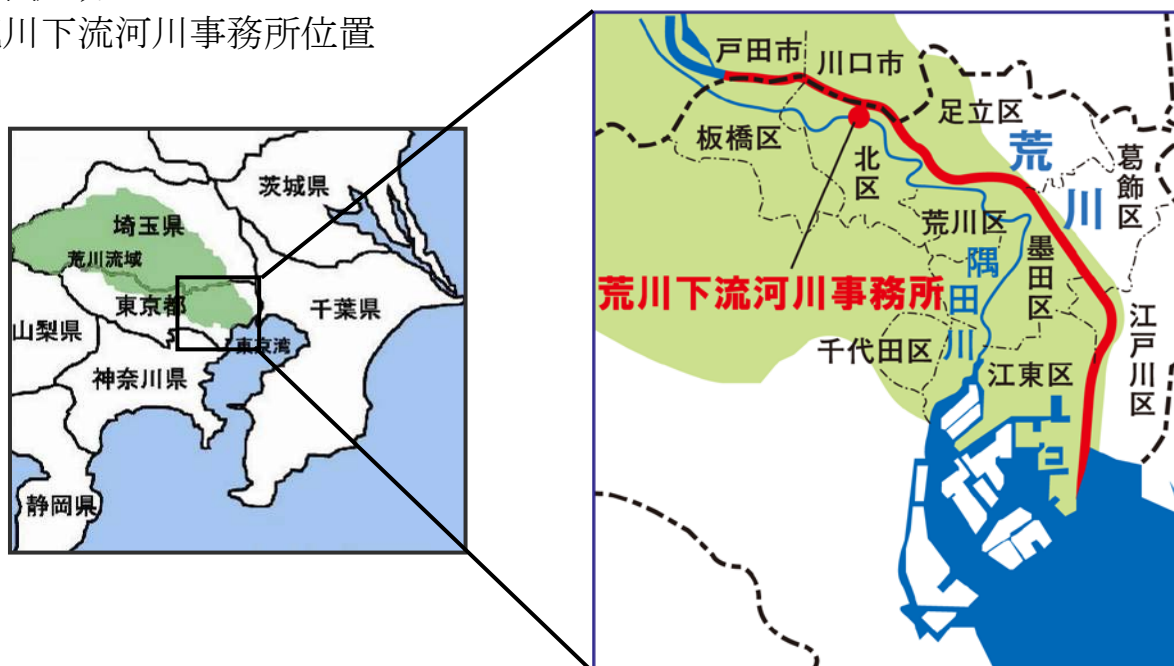
荒川下流域は、人口や資産も極度に集中し、治水上の安全も非常に重要です。

荒川下流河川事務所は、荒川下流部の約 30km（荒川の笹目橋から河口まで）の区間で様々な施策を行っています。

荒川流域の概要

| | | | |
|--------|------------------------|------------|-----------------------------|
| 流域面積 | : 2,940km ² | 流域の人口密度 | : 約 3,100 人/km ² |
| 幹線流路延長 | : 173km | 浸水想定区域内の人口 | : 約 540 万人 |
| 流域内の人口 | : 約 970 万人 | | |

■ 荒川下流域と 荒川下流河川事務所位置



荒川下流の河川改修計画

- 明治 43 年の大水害を契機として、明治 44 年に『荒川改修計画』を策定し直轄(国)事業として着手。
- その後、計画規模を超える洪水の発生や流域における都市化の進展等を踏まえ、昭和 48 年に工事実施基本計画を改定、平成 19 年に河川整備基本方針を策定。

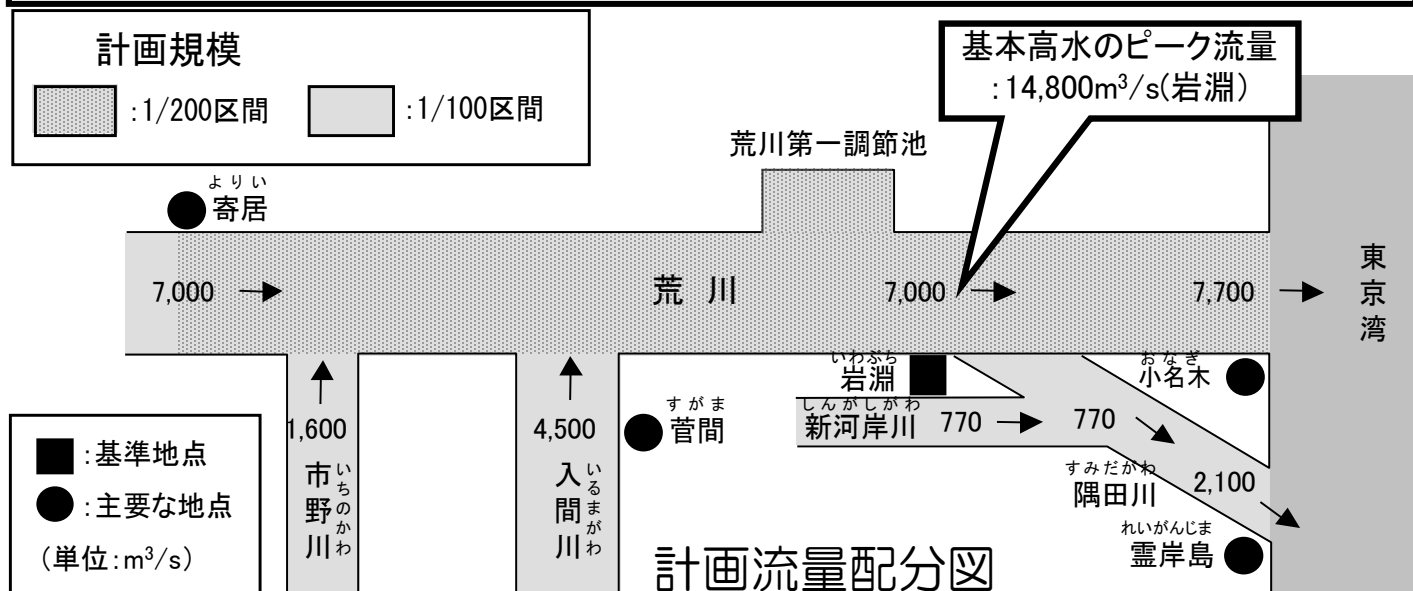
河川改修の経緯

- 明治 40 年 8 月、明治 43 年 8 月：台風による被災
- 明治 44 年：荒川改修計画の策定（荒川放水路事業に着手）
【計画高水流量 4,170 m³/s(岩淵(基準地点))】
- 昭和 5 年：荒川放水路完成
- 昭和 22 年 9 月：カスリーン台風による被災
- 昭和 40 年：荒川水系工事実施基本計画の策定
【計画高水流量 5,570 m³/s (寄居)、4,170 m³/s (岩淵)】
- 昭和 48 年：荒川水系工事実施基本計画の改定
【基本高水ピーク流量 14,800 m³/s (岩淵)、計画高水流量 7,000 m³/s (岩淵)】
- 平成 19 年 3 月：荒川水系河川整備基本方針の策定
【基本高水ピーク流量 14,800 m³/s (岩淵)、計画高水流量 7,000 m³/s (岩淵)】

荒川水系河川整備基本方針

『河川整備基本方針』は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものであり、専門的知識を有する学識経験を主たる構成員とする社会資本整備審議会河川分科会の意見を聴き、国土交通大臣が定めることとしたものです(河川法第16条)。

- ・ 計画規模：1/200
- ・ 基本高水のピーク流量：14,800 m³/s (岩淵地点)
- ・ 基準降雨：548mm/3日
- ・ 計画高水流量：7,000 m³/s (岩淵地点)



荒川放水路建設から100年

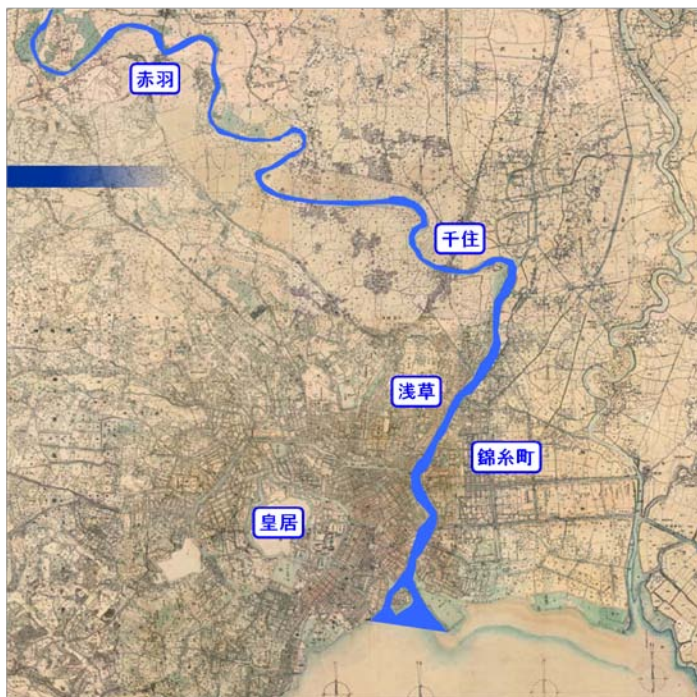
【水害と放水路建設の背景】

- 荒川（現在の隅田川）沿川では、江戸時代から明治時代にかけて、洪水が頻発していました。
- 特に、明治43年（1910）8月6日から数日間にわたって降り続いた長雨は、10日から11日にかけて豪雨となり、荒川や利根川など関東から東北地方にかけて大被害をもたらしました。
- 東京においても、荒川、隅田川、江戸川及び綾瀬川などの各支川が増水、多くの河川が決壊・氾濫し、被害は浸水家屋27万戸、被災者150万人、死者は369名（利根川筋も含む）にも達しました。

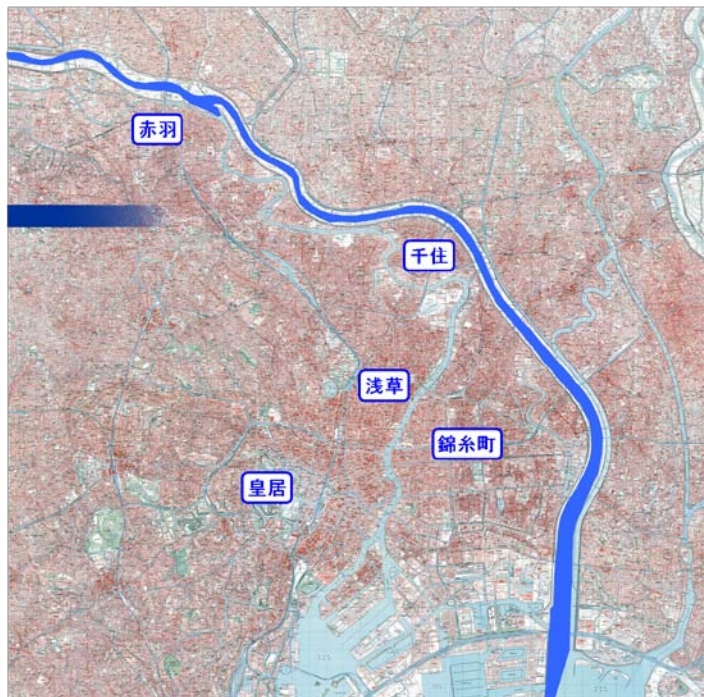


明治43年洪水の様子

- この明治43年洪水の被害を契機として、洪水対応能力を向上に向けた検討が進められました。大きな課題は、荒川下流区間（隅田川）を改修するか、あるいは新たに放水路を開削するかの選択にありました。
- 当時の隅田川沿川が既に市街地として相当程度発展しており拡幅が困難であること、直線化だけでも放水路開削に匹敵する費用と労力を要すること、舟運による経済活動や都市の発展等、あらゆる方面から検討した結果、荒川放水路の工事を含む基本計画が策定されました。



荒川放水路開削前の旧荒川（現在の隅田川）



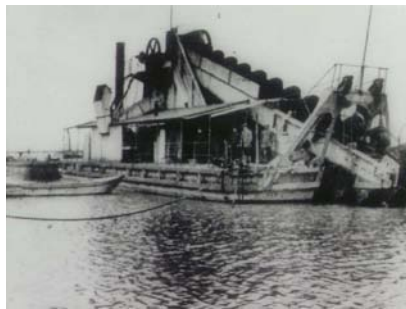
現在の荒川

【荒川放水路の完成まで】

- 東京の下町を水害から守る抜本策として、荒川放水路事業は、明治44年（1911）に着手されました。
- 放水路の工事中は、度重なる風水害の発生や関東大震災（大正12年（1923））により、難航を極めました。
- 開削工事は、必要な用地も広大なものでした。工事で移転を余儀なくされた住民は1,300世帯にのぼります。
- 荒川放水路開削事業は、大正13年（1924）の岩淵水門完成によって上流から下流までがつながり、通水が行われました。



土砂運搬の様子



機械浚渫の様子

～放水路工事の概要～

- 放水路延長/22km
- 幅/500m
- 移転家屋数/1,300世帯
- 土地買収面積/1,088ha
- 総工事費/31,446千円※
※現在、同様な工事を行った場合は約2,300億円の費用がかかる。
(土地買収、家屋移転に関する費用を除く)
- 工事期間/20年(明治44年～昭和5年)
- 延べ労働者数/310万人
- 犠牲者数/死傷者998人
(死者22人)
- 掘削・浚渫土量/21,800千m³

【都市復興と荒川放水路】

- 明治期以降、産業化を進める中で、荒川放水路周辺は、舟運に活用可能な水路網、政治・経済・交通の中心である東京という位置、豊富な労働力等、条件が揃っていたことから工業の中心として発展しました。
- この地域では、生産活動に必要な工業用水を地下水から大量に汲み上げることにより、我が国の近代化を支える工業地帯へと変貌していきました。



地盤沈下により低くなった市街地

- しかし、この産業活動に伴う揚水と天然ガスの過剰採取が行われた結果、地盤沈下を引き起こしました。地盤沈下により、堤防の高さが不足することに加えて、堤内地の地盤が低くなって洪水時の氾濫被害が拡大することが懸念され、対策が急務となりました。
- こうした状況を受け、昭和26年（1951）に改修計画が策定され、低水路拡幅や高潮対策、水門・樋門の改築等の工事が進められ、昭和48年（1973）には、大幅な治水安全度の向上を図るため、想定する洪水流量が大幅に見直されました。

【放水路のいま】

- 荒川放水路は、完成後80年以上にわたり、流域の街を洪水から守り続けていますが、現在、荒川下流域沿いのほとんどの地域が、地盤沈下の影響により、地盤の高さが東京湾の平均潮位よりも低い「海拔0メートル地帯」となっています。そこには人口資産や社会経済活動の中核機能が集中しており、万が一堤防が決壊すれば壊滅的な被害が発生すると想定されています。
- 荒川下流河川事務所では、このような被害が起こらないよう、様々な事業を進めています。

平成25年度主要事業のポイント

平成25年度主要事業のポイント

1. 首都圏大規模水害から街を守る治水対策

- 荒川の堤防が決壊すれば、人口や資産、社会経済活動の中核機能などが集中している首都圏で壊滅的な被害が発生します。壊滅的な被害の防止・軽減に向け、堤防の強化等を実施します。

- (1) 堤防強化対策
- (2) 高規格堤防
- (3) 治水上の弱点となっている橋梁の架替

2. 首都直下型地震に備えた危機管理

- 大地震が発生した際に被害を最小限とするとともに、早期復旧を実現するためにソフト・ハード両面から事前対策を講じます。

- (1) 河川管理施設の耐震対策
- (2) 震災時における防災施設の活用のための体制整備
- (3) 災害時の救援・復旧ネットワーク整備
- (4) 船着場の利用促進に向けた取り組み

3. 安全を持続的に確保するための維持管理

- 災害時に備えて平素から巡視や点検等を行うとともに、地域住民の憩いと安らぎの場として快適な荒川となるよう日常的な維持管理を行います。

- (1) 治水機能を支える日常的な維持管理
- (2) 安心・快適な河川利用の促進

4. 良好な環境の保全と創出

- 荒川は都市部における貴重なオープンスペースであるとともに、生物の貴重な生息・生育場となっています。すべての人にやさしく、豊かな自然のある荒川を目指した整備を進めます。

- (1) 自然な河岸の再生
- (2) 地域と連携した親水護岸の整備
- (3) 地域と連携した桜づつみの整備

5. 地域や市民との連携の推進

- 社会情勢の変化や地域社会のニーズに的確に対応した河川の計画・整備・維持管理・利用等を行うため、地域と国、住民と行政とのコミュニケーションを深めていきます。

- (1) 協働による安全・快適な荒川づくり
- (2) 荒川知水資料館（アモア）の運営

平成25年度予算内訳

荒川下流

(単位:百万円)

| 予算科目 | 平成25年度 事業費 | 平成24年度 事業費 | | | | 対前年度比 |
|--------------------|---------------|---------------|-------------|---------------|--------|--------|
| | 当初予算 | 当初予算 | 予備費 (※1) | 補正予算 | 最終予算 | 当初予算比較 |
| 河川整備事業費 | 7,344 | 6,953 | 241 | 5,918 | 13,112 | 1.06 |
| 河川改修費 | 6,135 | 5,926 | 241 | 4,563 | 10,730 | 1.04 |
| 一般河川改修事業 | 6,050 | 5,842 | 241 | 4,563 (※2) | 10,646 | 1.04 |
| 流域治水整備事業 | 42 | 42 | 0 | 0 | 42 | 1.00 |
| 特定構造物改築事業 | 43 | 42 | 0 | 0 | 42 | 1.02 |
| 河川維持修繕費 | 1,048 | 847 | 0 | 1,125 (※3) | 1,972 | 1.24 |
| 河川工作物関連応急対策事業費 | 161 | 180 | 0 | 230 (※3) | 410 | 0.89 |
| 都市水環境整備事業費 | 992 | 1,035 | 0 | 0 | 1,035 | 0.96 |
| 河川都市基盤整備事業費 | 872 | 747 | 0 | 0 | 747 | 1.17 |
| 一般河川改修 | 552 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 高規格堤防整備事業 | 320 | 747 | 0 | 0 | 747 | 0.43 |
| 総合水系環境整備事業費 | 120 | 288 | 0 | 0 | 288 | 0.42 |
| 事業費計 (業務取扱費を除く) | 8,336 | 7,988 | 241 | 5,918 | 14,147 | 1.04 |

(※1) 経済危機対応・地域活性化予備費 : 河川堤防の緊急点検結果に基づく緊急対策

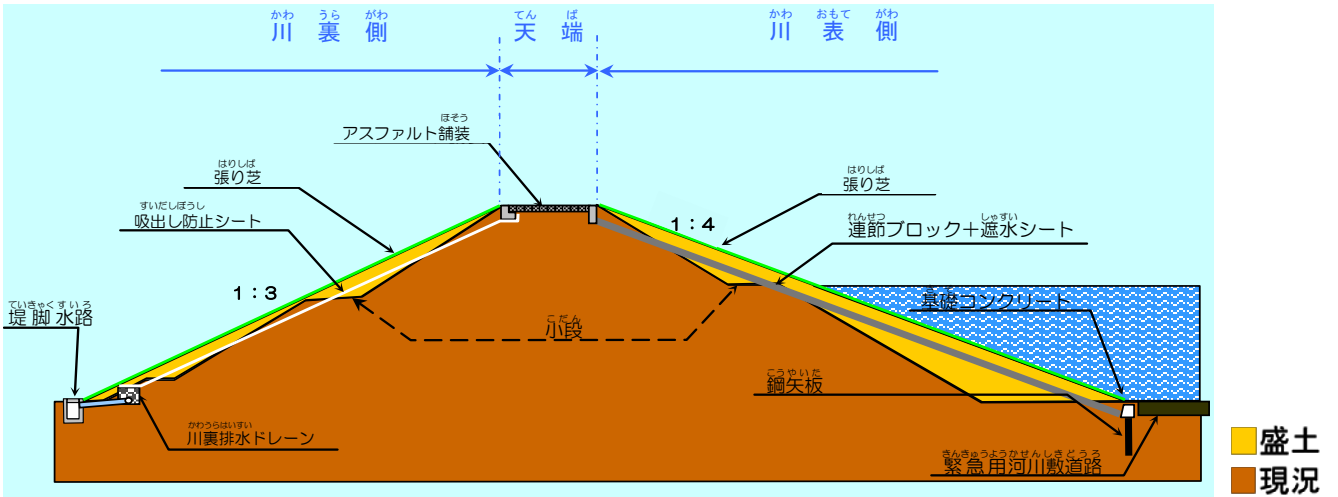
(※2) 補正予算(復興・防災対策) : 河川等の風水害及び土砂災害対策

(※3) 補正予算(復興・防災対策) : 河川管理施設等の老朽化対策

平成 25 年度の荒川下流河川事務所の主な取り組み

1. 首都圏大規模水害から街を守る治水対策

(1) 堤防強化対策 -堤防への水の浸入を防ぎ決壊しにくくします-



- 荒川下流部の堤防では、河川水や雨水による浸透に対する安全性が不足している区間が約 21km あり、台風などにより大雨や洪水が発生した場合には、浸透により堤防が決壊する恐れがあります。早期に堤防の浸透に対する安全性の向上を図るため「堤防強化対策」を行っています。
- 平成 24 年度末までに延長約 13.0km (約 63%) の対策工を実施しています。
- 平成 25 年度は戸田市川岸地区、川口市飯塚地区・領家地区、足立区新田地区・千住桜木地区・千住大川地区のほか、水門や樋管の取付部で工事を実施します。

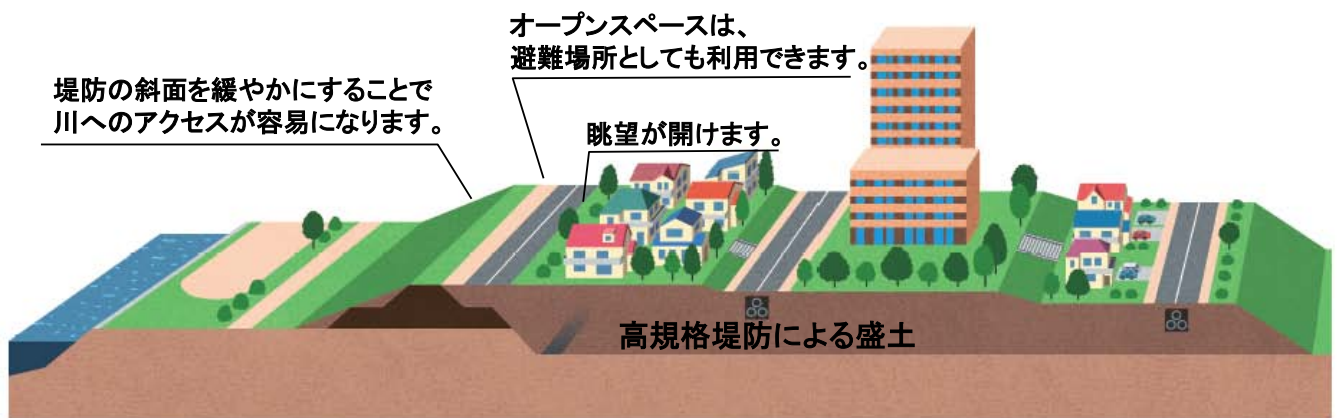


施工前後



完成全景

(2) 高規格堤防



まちづくりと一体的に行う「高規格堤防」のイメージ

- 近年の気候変動からわかるように、局地的な豪雨等が増大する傾向にあります。このため、予想を超える大規模な洪水が発生する可能性があり、これまでの堤防では計画規模を上回る洪水が発生した場合には、越水又は浸透により堤防が決壊する恐れがあります。これに備え、荒川の下流部では、予想を超える大規模な洪水でも、堤防が決壊しない幅の広い「高規格堤防」を整備しています。
- 平成 25 年度は、川口市川口地区、江戸川区小松川地区で工事を実施します。



川口地区

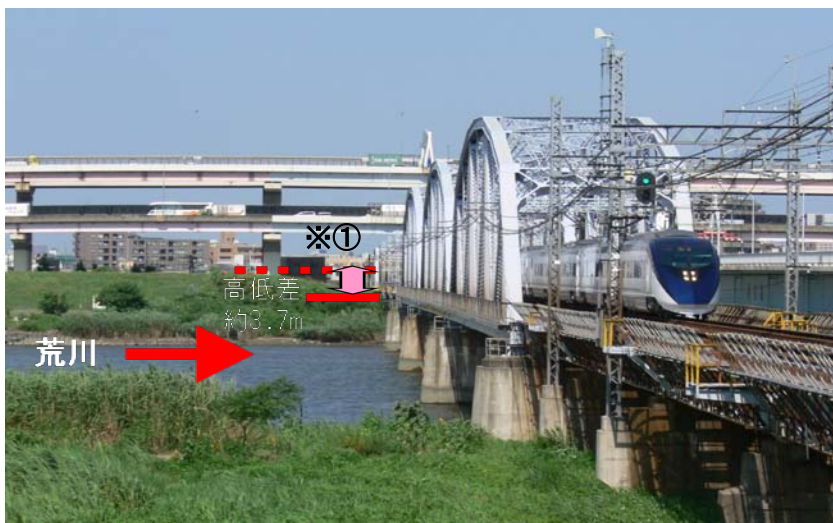


小松川地区

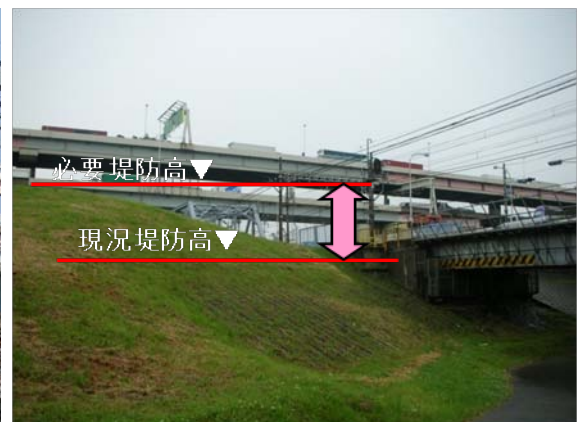
(3) 治水上の弱点となっている橋梁の架替

-京成本線荒川橋梁を架け替え、流下能力を向上します-

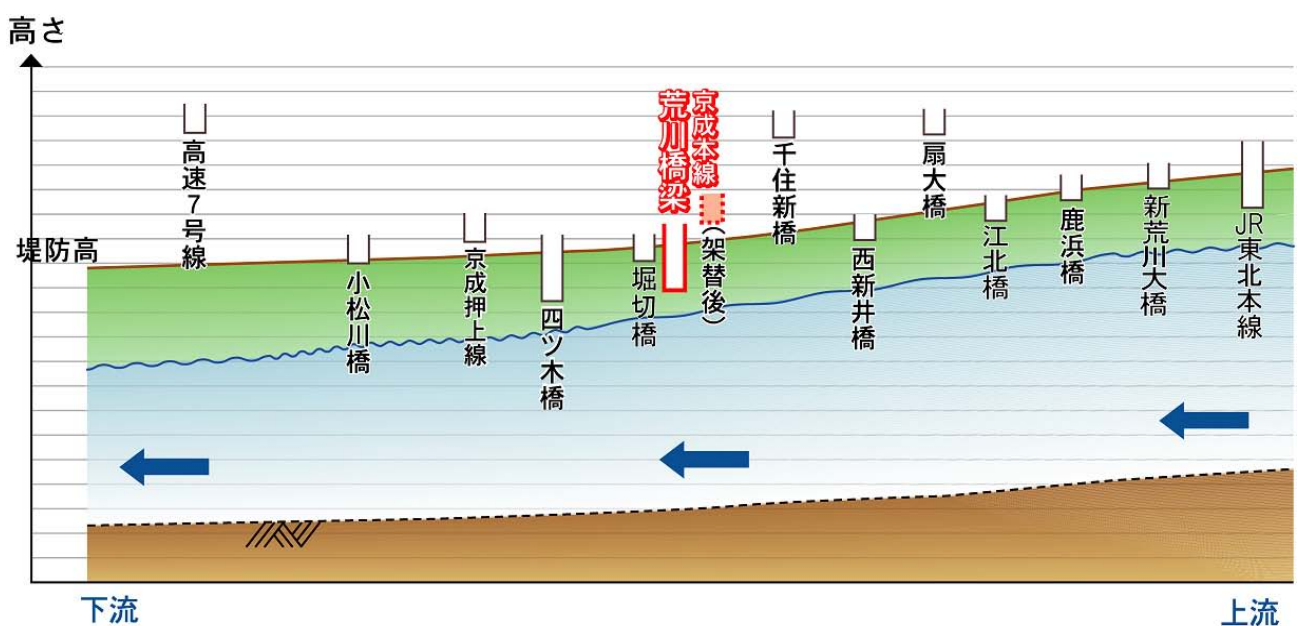
- 荒川には、橋梁の高さ不足の影響により局所的に堤防の高さが低い区間があります。
- 都心と成田空港を結ぶ京成本線の荒川橋梁（足立区柳原～葛飾区堀切間）は、荒川下流部で最も高さが不足していて、治水上の弱点となっており、洪水が発生した場合には、越水により堤防が決壊する恐れがあります。これに備えて、橋梁を高い位置に架け替え、堤防の高さが低い区間を解消します。
- 平成 25 年度は、詳細設計を実施します。



桁下高が堤防より低い京成本線荒川橋梁



京成本線荒川橋梁の①拡大写真



荒川下流区間における橋梁の桁下高

2. 首都直下型地震に備えた危機管理

(1) 河川管理施設の耐震対策

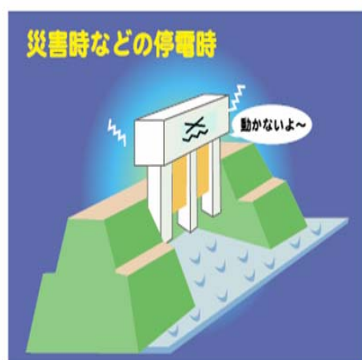
-被害を最小限にするための対策に努めます-

【水門・排水機場の耐震対策】

- 荒川下流域は、ゼロメートル地帯であるとともに、人口・資産が集中した地域であり、堤防が決壊し荒川が氾濫した場合、壊滅的な被害の発生が想定されます。このため、洪水による被害を軽減する機能を有している水門、排水機場が、将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対しても確実に機能するよう耐震対策工を実施し、流域の安心・安全を確保します。
- 平成 25 年度は笹目水門、三領水門、岩淵水門、芝川水門、隅田水門、堀切菖蒲水門、中川水門、新芝川排水機場・樋管、綾瀬排水機場樋管で工事を実施します。

【自重降下機能を持つ水門開閉装置への改修】

- 首都直下型地震に備え、荒川下流管内の水門ゲート設備において、停電など電源の確保ができない場合でも、津波による被害を防止できるよう、ゲート自身の重みでゲートを安全に下げる自重降下機能を持つ開閉装置を整備しました。
- 平成 24 年度に、岩淵水門、中川水門、堀切菖蒲水門、三領水門、笹目水門について整備を実施し、過年度までに整備した 3 水門（芝川水門、綾瀬水門、隅田水門）と合わせて、荒川下流河川事務所所轄の 8 水門全てにおいて、整備を完了しました。
- 平成 25 年度は、遠隔操作により自重降下機能を発揮させるため、遠隔操作端末及び周辺機器の整備を行います。



開閉装置



自重降下装置による操作状況

【岩淵水門のライトアップ】



岩淵水門は、新河道（荒川）と旧河道（隅田川）との分派点に設けられました。

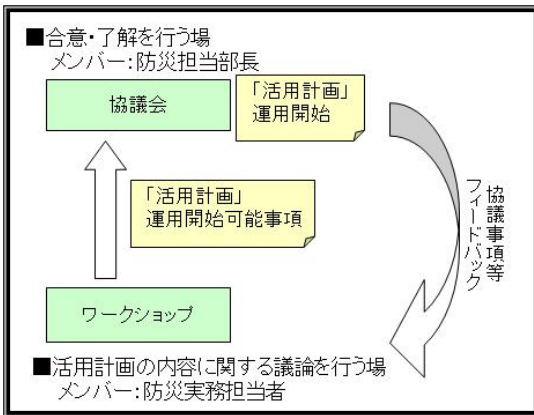
放水路通水当初に設置された旧岩淵水門（赤水門）の老朽化が進行したこと、昭和 48 年に荒川の基本計画が改訂され、水門の高さの不足が生じたことに伴い、昭和 57 年に新たに岩淵水門（青水門）を整備しました。

岩淵水門は、荒川放水路開削事業のシンボリックな水門であり、平成 24 年 12 月末から平成 25 年 3 月中旬まで試行的にライトアップを行いましたが大変好評であったことから、ゴールデンウィークや夏休み期間、年末年始期間中もライトアップを行っています。

(2) 震災時における防災施設の活用のための体制整備

【荒川下流防災施設運用協議会】

- 大規模な震災が発生した場合、荒川下流管内に整備されている緊急用河川敷道路や緊急用船着場(リバーステーション)等の防災施設及び高水敷を、沿川自治体、警察、消防、自衛隊等が有効かつ円滑に利活用し、迅速な災害対策活動を行う目的として平成 23 年度に発足した協議会です。
- 迅速な災害対策活動を行うための利用ルール「荒川下流防災施設活用計画」を平成 25 月 2 月に策定しました。
- 今後も協議会を継続することにより、「計画の充実」「計画の風化防止」「関係機関との合同訓練」等を行い、災害対応時の連携強化を進めていきます。



荒川下流防災施設活用計画の見直し手順



24 JXR における実働検証訓練の様子 (陸上自衛隊・国交省・警察との連携)



河川敷のヘリポートを使った離着陸訓練の様子

(3) 災害時の救援・復旧ネットワーク整備

【リバーステーション (緊急用船着場)】

- 災害時の復旧活動に必要な資機材や救援物資等の積み下ろしを行うためのリバーステーション整備を進めています。
- 荒川下流部では、すでに9箇所が完成しています。



リバーステーション整備計画



岩淵リバーステーション

(3) 災害時の救援・復旧ネットワーク整備

【緊急用河川敷道路】

- 地震等災害時に物資等を輸送するための緊急用河川敷道路を整備するとともに緊急用河川敷道路から一般道路へアクセスするための坂路の整備を進めています。
- 平常時は、散策、ジョギング、サイクリング等、多くの方々に利用されています。



荒川の両岸に整備された「緊急用河川敷道路」

【河川防災ステーション】

- 洪水時や地震時に水防活動や復旧活動を行うために必要な資機材を備蓄した防災拠点として整備を進めています。浮間地区荒川防災ステーションは、平成 21 年 6 月に都内初の河川防災ステーションとして開所しました。
- 平常時は、緑地公園として区が整備を行っているので、憩いの場として利用されています。



浮間地区荒川防災ステーション

(4) 船着場の利用促進に向けた取り組み

- 災害時に緊急用船着場が有効に機能するためには平常時からの利用拡大が重要です。このため学識者、関係機関及び団体等で構成する「東京低地河川活用推進協議会」を設立し、平常時の利用促進に向けた基本的な考え方や具体的な方策について検討しています。
- 平成 24 年度は、平常時の利用促進に向けた利用ルール案の作成やシンポジウムを開催しました。また、水面利用者のための荒川、隅田川、江東内部河川及び東京港のマップ原案を作成しました。
- 平成 25 年度は、船着場の利用ルールの試行として事業者などを対象とした社会実験を行い、利用促進に向けた課題抽出、ルールの見直しを図ります。



協議会の開催状況



社会実験の実施状況

船着場の利用促進に向けた基本的な考え方

海・川・道を結ぶ防災ネットワークと
その結節点としての機能確保

利用者の自己責任による使用を基本とし、
地域コミュニティと調和したルール整備

シンボルプロジェクトの提案による
新たな魅力の発信

3. 安全を持続的に確保するための維持管理

(1) 治水機能を支える日常的な維持管理

【堤防除草】

- 堤防点検、あるいは河川の状態把握のために、堤防の除草を行っています。実施は除草年 2 回（出水期前、台風期前）、集草・処分年 1 回（出水期前）、芝焼き年 1 回（冬期）を基本に実施しています。



堤防除草の状況



集草の状況

【安全利用点検・堤防点検】

- 安全利用点検

河川に人が集まるGW前、夏休み前に職員が、河川空間を安心して利用していただくため、スロープ・階段（手摺り含む）及び河岸・高水敷等の河川管理施設の点検を行っています。

- 堤防点検

出水期前、台風期に職員が治水上の危険性に着目し、堤防を中心に、樋管・水門・護岸などの河川管理施設の点検を行っています。

異常が発見された箇所については、利用の安全性及び治水上の危険性を判断した上で適切な対策を行っています。



安全利用点検



堤防点検

【河川巡視】

- 川の機能が正常に保たれているか、堤防や水門などに異常がないか、ゴミの投棄やバイクの進入・車の駐車等の不法行為がないかなど、管内を 365 日パトロールしています。



河川巡視

【水門等の河川管理施設の保守・点検】

- 洪水等の緊急時に確実な操作を行うため日頃より水門等の河川管理施設の保守・点検を実施しています。



水門の保守・点検

(2) 安心・快適な河川利用の促進

【荒川下流河川敷利用ルールの周知】

- 利用者が安全・快適に河川敷を利用することができ、利用者相互間のトラブルや事故を未然に防止するため、平成22年4月に荒川下流河川事務所や沿川自治体等が協働で「荒川下流河川敷利用ルール」を定めました。
- 平成25年度は、「荒川下流河川敷利用ルール」の周知啓発を引き続き行うことにより、誰もが安全で快適に利用できる環境づくりを行います。

■ 荒川下流河川敷利用ルール

- ① 自転車はいつでも止まれるスピードで走行すること（目安として時速20km以下）。
- ② ゴルフの練習は行わないこと(素振りを含む)。
- ③ 22時以降は音の出る花火はしないこと。
- ④ 他の者に迷惑をかける騒音は出さないこと。
- ⑤ ラジコン飛行機は飛ばさないこと（ヘリコプターを含む）。
- ⑥ 犬のリードは離さない・フンの放置はしないこと。
- ⑦ ゴミの不法投棄はしないこと。
- ⑧ バーベキュー・たき火等の火気を使用しないこと。
- ⑨ 自動車及びオートバイ等は河川敷道路等への進入はしないこと（許可車両を除く）。

※ ただし、上記9項目のほか明らかに他の利用者に迷惑を及ぼすと認められる行為についても禁止します。



利用ルール周知活動



迷惑golferへの注意

【ホームレス合同巡視】

- 荒川下流部では、近年450人程度のホームレスが確認されています。
- 平成25年度は、沿川自治体、警察と連携してホームレス合同巡視を年2回実施し、小屋等の不法工作物の早期撤去、ゴミの持ち込み抑制、ホームレスの自立支援を図ります。



警察や自治体とのホームレス合同巡視

4. 良好な環境の保全と創出

(1) 自然な河岸の再生

-河岸の強度を維持しつつ、自然豊かな水際部をつくります-

- かつて荒川下流部の水際は干潟やヨシ原等の自然地が形成されていましたが、船舶の引き波等によって近年浸食が進んでいます。
- 船舶の引き波等による浸食を軽減・防止するため、河岸前面に消波施設を施工するとともに、緩やかな護岸とすることで干潟やヨシ原の保全・再生を図ります。



施工前



施工後

整備イメージ（江戸川区小松川地区）

(2) 地域と連携した親水護岸の整備

-水辺に近づきやすい護岸を整備します-

- 川口市荒川町地区は、平成 21 年 3 月に「水辺の楽校プロジェクト」に認定され、地元小学校等が水辺の体験活動を行っている地区です。
- 当該地区は、干潮時には水辺に干潟が出現しますが、河岸が直立護岸のために、水辺に近づきにくい状況です。
- 平成 25 年度は、川口市荒川町地区の水辺の楽校の前面に親水護岸を整備します。



親水護岸整備イメージ

(3) 地域と連携した桜づつみの整備

-多くの方が安らぎを感じられる空間を整備します-

- 荒川は、東京や周辺都市にとって貴重なオープンスペースであり、多くの人にとって憩いと安らぎの場となっています。こうした機能を高めるため、沿川の自治体と役割分担しつつ、水辺空間の整備を進めます。



桜づつみ整備イメージ（足立区鹿浜地区）

5. 地域や市民との連携の推進

(1) 協働による安全・快適な荒川づくり

【荒川市民会議】

- 荒川のあるべき姿の実現に向けて、平成8年より沿川市区に荒川市民会議が設置されています。
- 一般から公募された市民と荒川下流部沿川の自治体及び荒川下流河川事務所職員等で構成されています。
- 平成25年度も引き続き、沿川自治体と協力して市民会議の活動を支援します。

【荒川クリーンエイド】

- 平成6年からNPOや行政などが協力して、ゴミを拾うことを通じて自然豊かできれいな荒川を取り戻そうと、活動を進めてきました。
- 活動の意義を多くの方に理解いただき、平成24年度は、9,622名の方が参加しました。
- 平成25年度も引き続き、荒川クリーンエイド活動を支援します。



荒川クリーンエイド活動状況



【^{がっこう}水辺の楽校】

- 「水辺の楽校プロジェクト」は、水辺を活かした自然観察、水質調査、ゴミ拾い、水遊び等の活動を支えるものです。地域の学校や市民団体、自治体、国土交通省が力を合わせた活動体制を構築しています。
- 「水辺の楽校プロジェクト」登録状況
下平井水辺の楽校（江戸川区）、北区・子どもの水辺（北区）、川口市荒川町・水辺の楽校（川口市）



魚の調査などの自然観察

【荒川水辺サポーター】

- 千住桜木自然地（足立区）及び小松川自然地（江戸川区）において、ゴミ拾い、草刈り等の維持管理活動を目的とする活動団体「荒川水辺サポーター」を平成 24 年度に募集し、千住桜木自然地で 8 団体、小松川自然地で 2 団体と合意書を取り交わしました。平成 25 年度から維持管理活動を開始します。



ゴミ拾い、草刈り等の維持管理活

【荒川市民パトロール隊】

- 荒川の計画、整備、維持管理、利用等に関する意見・要望等や様々な情報を的確に把握し、地域と連携した河川管理を図ることを目的に、平成 16 年から、荒川市民パトロール隊として自然観察、スポーツ、散策など日常の生活で荒川を訪れて気付いた情報等を随時に事務所に連絡して頂いています。平成 25 年度は 40 名の方に活動して頂いています。

【新河岸川流域川づくり連絡会】

- 新河岸川流域では、総合治水対策や川づくり、水循環を 1 つの河川で考えるのではなく、支川やその流域の地域づくりも含めた流域全体で考えることに取り組んでいます。その一環として、各支川間での流域市民の情報交換や、市民と行政との情報交換のために、『新河岸川流域川づくり連絡会』を定期的に関っています。

（2）荒川知水資料館（アモア）の運営

- 荒川の情報・交流の発信の拠点として平成 10 年 3 月の開館以来、年間約 58,000 人の方にご来場頂いています。
- 平成 23 年 4 月からの土日祝日は、ボランティアによる運営を実施しています。
- 資料館の展示に関する案内の希望や総合学習・社会科見学のお申し込みは、下記までご連絡をお願い致します。



東京都北区志茂 5-41-1

TEL. 03-3902-8745

<http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html>

荒川下流

で

検索



平成25年度プロジェクトマップ



■荒川下流河川事務所の工事予定箇所

| 工事名 | 掲載番号 |
|-------------------|------|
| ■堤防強化対策 | |
| 戸田市川岸地区堤防強化対策工事 | ① |
| 川口市飯塚地区堤防強化対策工事 | ② |
| 川口市領家地区堤防強化対策工事 | ③ |
| 足立区新田地区堤防強化対策工事 | ④ |
| 足立区千住桜木地区堤防強化対策工事 | ⑤ |
| 足立区千住大川地区堤防強化対策工事 | ⑥ |
| 構造物取付部堤防強化対策工事 | ⑦⑧ |
| ■高規格堤防 | |
| 川口地区高規格堤防地盤改良工事 | ⑨ |
| 小松川地区高規格堤防地盤改良工事 | ⑩ |
| ■特定構造物改築事業 | |
| 京成本線荒川橋梁(詳細設計) | ⑪ |

| 工事名 | 掲載番号 |
|------------------|------|
| ■耐震対策 | |
| 笹目水門耐震対策工事 | ⑫ |
| 三領水門耐震対策工事 | ⑬ |
| 岩淵水門耐震対策工事 | ⑭ |
| 芝川水門耐震対策工事 | ⑮ |
| 新芝川排水機場・樋管耐震対策工事 | ⑯ |
| 綾瀬排水機場樋管耐震対策工事 | ⑰ |
| 隅田水門耐震対策工事 | ⑱ |
| 堀切菖蒲水門耐震対策工事 | ⑲ |
| 中川水門耐震対策工事 | ⑳ |
| ■利用推進河岸整備 | |
| 川口市荒川町地区親水護岸工事 | ㉑ |

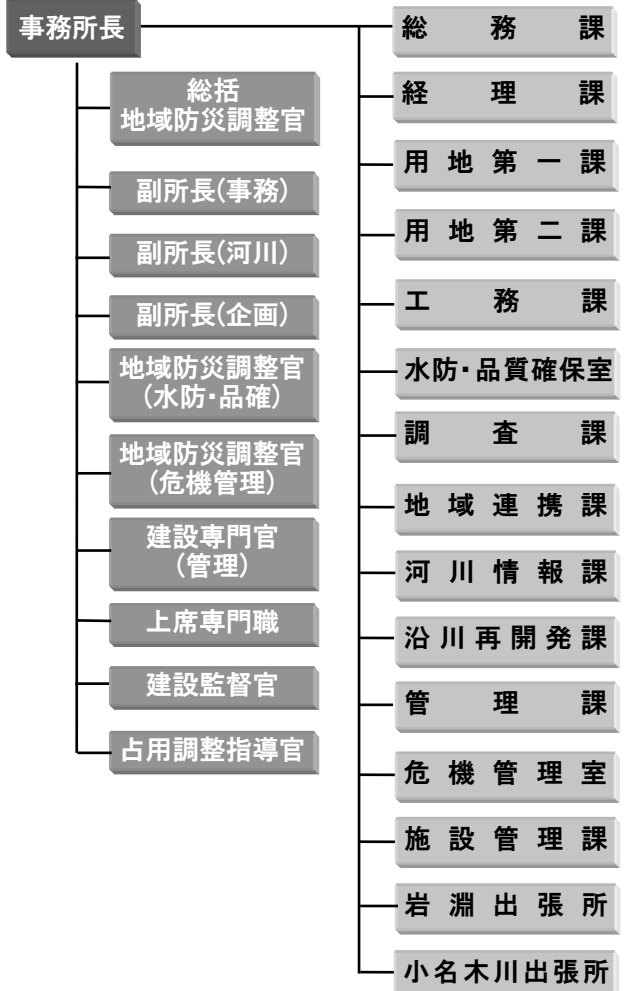
荒川下流河川事務所について

沿革

荒川放水路開削工事の着手にあたって、明治44年6月に用地買収事務のため『千住土地収用事務所』を設け、同年8月に『荒川改修事務所（内務省土木局東京土木出張所）』を東京府南足立郡千住町三丁目牛田地先に設置しました。

- 明治44年 6月 『千住土地収用事務所』設置
- 明治44年 8月 『荒川改修事務所』開設
(東京府南足立郡千住町三丁目牛田地先)
- 大正12年 9月 『荒川下流改修事務所』に名称変更
- 昭和 5年 事務所を移転
(東京府南葛飾郡小松川町中平井地先)
- 昭和 5年11月 『荒川維持事務所』に名称変更
- 昭和20年12月 『荒川工事事務所』と併合、
埼玉県入間郡古谷村古谷上地先へ移転
- 昭和23年 1月 建設院設置
- 昭和23年 2月 『荒川下流維持事務所』分離設置
- 昭和23年 7月 建設省設置
- 昭和23年 9月 『荒川下流工事事務所』に名称変更
- 昭和24年 4月 『岩淵出張所・小名木川出張所』設置
- 昭和25年11月 事務所を移転(東京都北区志茂三丁目地先)
- 昭和63年 1月 事務所を移転(東京都北区志茂五丁目41番1号)
- 平成13年 1月 省庁再編に伴い国土交通省となる
- 平成15年 4月 『荒川下流河川事務所』に名称変更

平成25年度の組織図



ご意見やご要望はこちらまで

■ 国土交通省 関東地方整備局

荒川下流河川事務所

〒115-0042 東京都北区志茂 5-41-1
TEL. 03-3902-2311
<http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>

荒川下流 で 検索

- 荒川下流河川事務所、岩淵出張所へのアクセス
JR 線赤羽駅より徒歩 20 分
地下鉄南北線赤羽岩淵駅より徒歩 15 分



■ 岩淵出張所

(笹目橋から西新井橋までの間の河川工事・管理)
〒115-0042 東京都北区志茂 5-41-2
TEL. 03-3901-4240 FAX. 03-3901-2442

■ 小名木川出張所

(西新井橋から河口までの間の河川工事・管理)
〒136-0072 東京都江東区大島 8-33-26
TEL. 03-3681-6131 FAX. 03-3683-7453

- 小名木川出張所へのアクセス
都営新宿線東大島駅より徒歩 5 分

